

大町溝

No.120

平成14年1月1日発行

発行者

山形県飽海郡平田町大字砂越字小形111番地

大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234-52-2350代

FAX 0234-52-3515



迎春



柳沢揚水機場

所在地 酒田市大字生石字関道九九一

平成十二年度に国営最上川下流農業水利事業により全面改修をおこなっております。受益地は、大町溝地域だけですが、国営導水幹線からの直接取水となるため、管理については、最上川下流右岸土地改良区連合でおこなっております。

大町溝土地改良区

理事長 齋 藤 隆



新年を迎えて

あけましておめでとうございます。
平成十四年の新春を迎え組合員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、不況による景気低迷の中で新世紀の幕が上がり、行政再編スタート、聖域なき構造改革を基本理念に四月二十六日に小泉内閣が発足し、「二十一世紀の幕開けの年」として国民全体が景気回復への希望に満ち、明るい年になると思われましたが、未だに景気は低迷し、倒産、リストラの嵐が吹き荒れており、一年が経過し振り返ってみるとあまりにも厳しい現実突き当たっています。

現在の農業情勢を取り巻く状況は、

米価の低迷、転作の強化等皆さんご存じのとおり大変厳しくなっており土地改良区としまして、農家負担の軽減を目指し、償還金の返済については、平準化事業、担い手育成支援事業の取り組みを実施、維持管理においては、管理体制整備型の取り組み等、様々の負担軽減となる事業の取り組みを実施しているところで

す。昨年完工しました国営最上川下流農業水利事業においても平成十四年度からの償還が始まるわけですが、出来る限り農家負担が少なくすむように様々な予算編成の中で取り組んでいきたいと考えているところで

近年土地改良区における未納金についても問題となっており、昨年から特に未納金の回収に力を入れているところで

成多数で可決、同日衆議院に送付され、六月二十二日衆議院本会議において賛成多数で可決しております。平成十四年四月一日に施行のはこびとなっております。

この改正では、食料・農業・農村基本法を踏まえ土地改良事業の施行にあたって「環境との調和への配慮」、混住化が進む現在、非農家が多数を占める農村へと変貌してきているため地域全体の理解を得た事業実施、食料の安定供給・農業の持続的発展を支える二十二兆円を超える土地改良施設を適切に維持更新するための手続きの改善など、土地改良事業をめぐる社会情勢の変化を受け、事業実施面で新たな展開を図るものとなっております。

この考えは、当大町溝土地改良区においても、従来より土地改良区の事業及び施設は、環境保全などの農業の持つ多面的機能の根幹をなし、高い公共性を訴えてきたわけですから、おかげさまで国、県及び市町村からのご理解の下、昨年度より国営造成事業管理体制整備促進事業「管理体制型」を取り組むことができ、農家負担の軽減に役立たせていただいております。

昨年は、様々な事件事故があり国民全体が沈んでいたように思えます。その中で水稲については、作況指数一〇三のやや良という結果が出ており唯一の明るい材料に思われます。本年も稔り多き年となりますことと、組合員の皆様のご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

理事長	齋藤 隆
副理事長	遠田 保夫
会計係理事	莊司 勝郎
理事	佐々木 亨
同	水落 直治
同	小松原 与八
同	庄司 健吉
同	岩崎 直
同	鈴木 敏夫
総括監事	齋藤 久太郎
監事	松田 操
同	長堀 善久
事務局長	前田 雄助
外職員	一同

農地に変更があった場合はすぐに届出を!

◎大町溝では、賦課金算出のもととなる面積を毎年二月末日現在で決定しております。平成十四年度の賦課面積異動も今年の二月二十八日までとなっており、農地の権利等に移動があるときは組合員自ら土地改良区に届出ていただくことになっております。心当たりの方は次に記載されている書類をご持参のうえ、変更の手続きをしていただくようお願いいたします。なお、せっかく手続きをしても二月二十八日を過ぎると平成十四年度の賦課金の変更はできませんのでご注意ください。

また、農地を転用等する場合も速やかに大町溝に届出をしていただくようお願いいたします。

☆所有権、耕作権等の変更の場合

◎所轄農業委員会の許可書または、その土地の登記簿謄写し及び両者の印鑑を持参してきてください。大町溝所定の用紙（組合員資格得喪通知書）で手続きが必要です。

※農業委員会の手続きだけでは大町溝の面積は変わりません。

なお、現組合員の死亡による相続によって新たに組合員になれる方も組合員変更の手続きが必要です。その場合は新しく組合員となる方の印鑑をご持参いただくだけで結構ですので、必ず届け出をしていただくようお願いいたします。

☆農地を転用する場合

一、一般転用の場合

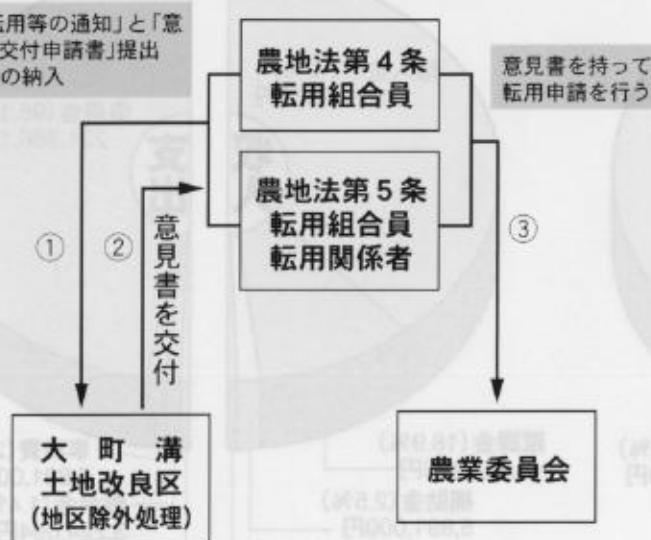
◎所轄農業委員会への転用申請前に大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、その後大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外となります。その後所轄農業委員会に大町溝の意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

二、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外及び決済金に対する協定を結ぶ必要があるために組合員の印鑑が必要です。大町溝へ決済金を納入し地区除外となります。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きしていただくことも可能です。公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡がないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体（買主）に大町溝への連絡の有無を確認されるか、大町溝財務係までご一報下さい。

☆転用をする場合

1. 「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」提出
2. 決済金の納入



☆所有権、耕作権等の 変更の場合



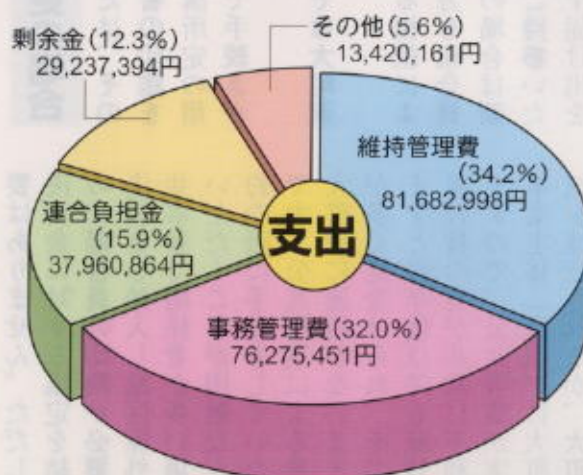
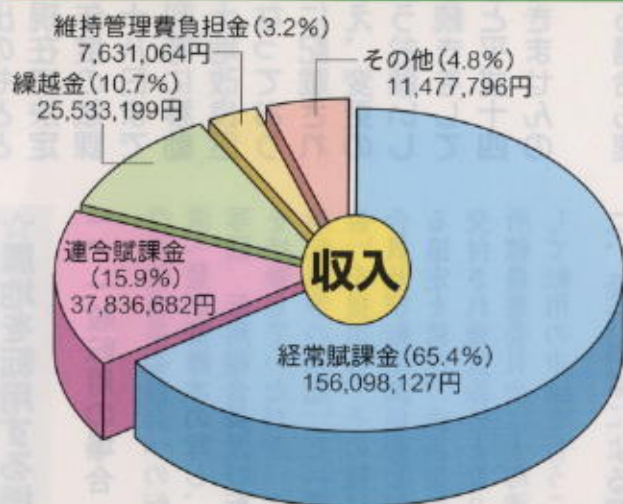
平成12年度決算

平成12年度決算

☆一般会計 収入 238,576,868円
 支出 209,339,474円
 差引額 29,237,394円
 平成13年度に繰越す。

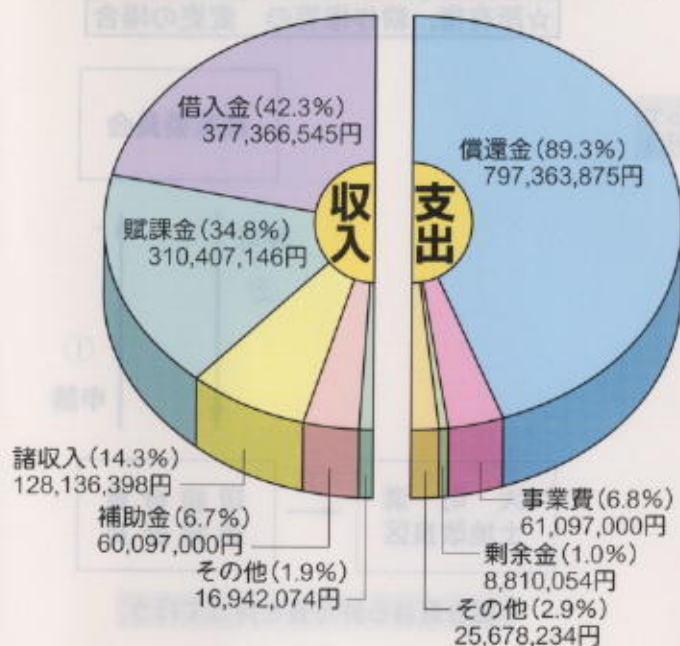


議長 (石 黒 耕 一 総代)



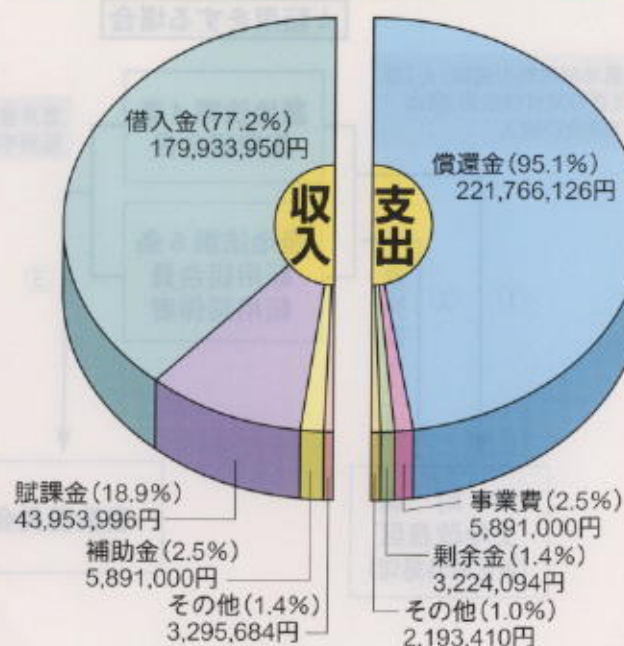
☆県営土地改良事業特別会計

収入 892,949,163円
 支出 884,139,109円
 差引額 8,810,054円
 平成13年度に繰越す。



☆団体営土地改良事業特別会計

収入 223,074,630円
 支出 229,850,536円
 差引額 3,224,094円
 平成13年度に繰越す。





総代会開催状況

**平成12年度の決算については、平成13年8月31日開催の
平成13年度第1回臨時総代会において承認されました。**

☆その他の特別会計の決算状況

(単位：円)

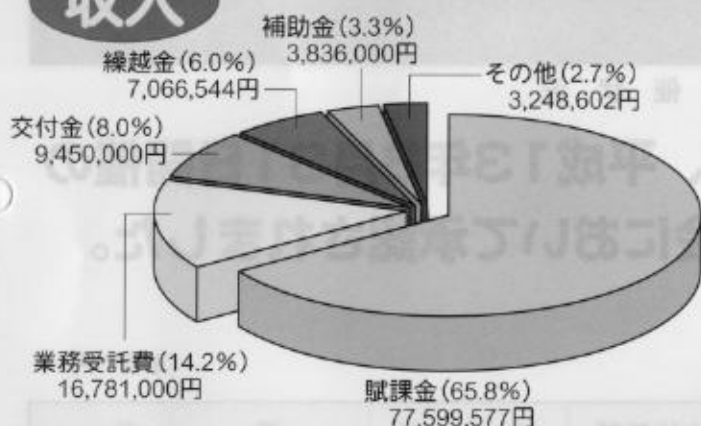
番号	会 計 区 分	収入決算額	支出決算額	差 引 額	備 考
1	担い手育成支援事業	65,506,061	65,503,608	2,453	平成13年度に繰越す。
2	高生産性農業基盤整備緊急 対策事業	14,003,926	14,000,000	3,926	平成13年度県営土地改良事 業特別会計に繰り入れる。
3	役員退任慰労金	2,793,106	0	2,793,106	平成13年度に繰越す。
4	水源涵養林	23,249,415	1,090,808	22,158,607	平成13年度に繰越す。
5	事務所等維持管理	4,379,651	1,648,672	2,730,979	平成13年度に繰越す。
6	決 済 金	109,898,521	5,568,742	104,329,779	平成13年度に繰越す。
7	土地改良事業積立金	81,355,482	9,501,329	71,854,153	平成13年度に繰越す。
8	顕 彰 金	4,576,876	1,222,614	3,354,262	平成13年度に繰越す。
9	自動車償却及び購入基金 積立金	1,218,273	1,000,000	218,273	平成13年度に繰越す。
10	職員退職給与金	48,205,523	1,788,000	46,417,523	平成13年度に繰越す。
11	大町溝土地改良区史編纂	11,740,906	233,612	11,507,294	平成13年度に繰越す。
	計	366,927,740	101,557,385	265,370,355	

最上川下流右岸土地改良区連合 平成12年度決算状況について

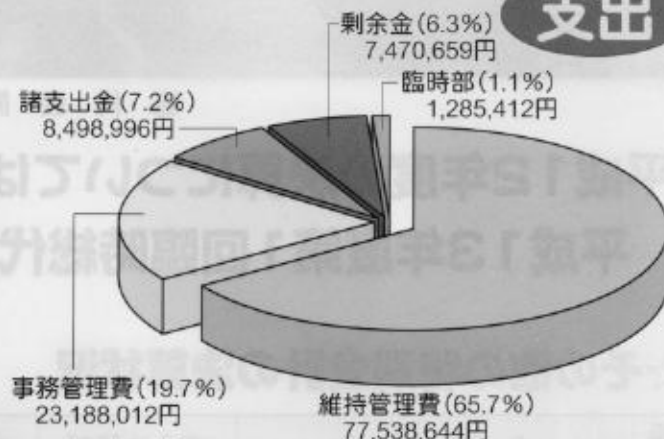
☆一般会計 収 入 117,981,723円
支 出 110,511,064円
差し引き 7,470,659円

平成13年度に繰り越す。

収入



支出



その他の特別会計

単価 (円)

予 算 科 目	収入決算額	支出決算額	収入支出 差引残額	備 考
自動車償却及び購入基金	997,035	0	997,035	平成13年度に繰越す。
職員退職給与金	14,371,748	0	14,371,748	平成13年度に繰越す。
役員退任慰労金	1,889,533	1,520,554	368,979	平成13年度に繰越す。
褒賞金	1,414,882	160,520	1,254,362	平成13年度に繰越す。
事務所整備資金	1,968,647	724,500	1,244,147	平成13年度に繰越す。
財政調整資金	40,138,648	1,500,000	38,638,648	平成13年度に繰越す。
有終会記念碑敷地維持管理	1,907,925	1,266,782	641,143	平成13年度に繰越す。
計	62,688,418	5,172,356	57,516,062	

お知らせ

※最上川下流右岸土地改良区連合の
今後のあり方について

当初、日向川土地改良区と大町溝土地改良区の間で合併が話題となり、両土地改良区で合併検討委員会を発足し様々な協議をおこなってきたわけですが、両土地改良区の生い立ちなど歴史的経緯や維持管理体制の違いがあったため中止という事になってしまいました。しかしながら組合員皆様の負担軽減を少しでも図りたく、最上川下流右岸土地改良区連合の組織のあり方、維持管理体制のあり方等協議を進めているところです。今後具体的に内容を皆さんにお知らせできる段階になりましたら、早急にお知らせしたいと思います。

※土地改良区有財産の 売却処分について報告

山形県の組織再編に伴い平成十三年四月で酒田市東栄町の町溝土地改良区敷地にありました庄内支庁経済部最上川右岸土地改良事務所が移転し、更地の状態となっておりましたが、平成十三年八月三十一日開催の平成十三年第一回臨時総代会決議に基づき売却することとなり、去る、十月三十日入札が執行され、酒田市の斎藤板金株式会社が、落札し、売却代金の入金を受け、十一月十六日に所有権移転が完了いたしましたのでご報告いたします。

国営最上川下流

農業水利事業が完工!!

去る、平成十三年十一月六日に東田川郡余目町・「梵天」大ホールにおいて最上川下流農業水利事業完工式典が挙行されました。式典には、主権者側から武部勤農林水産大臣代理・田口高士農村振興局整備部水利整備課長をはじめとし、東北農政局の方々、来賓として、高橋和雄山形県知事代理・金森義弘副知事、段本幸男参議院議員、地元選出国會議員代理の方々、さらに地元からは、阿部寿一酒田市長を初めとする関係町

長、齋藤隆大町溝土地改良区理事長、最上川土地改良区理事長及び日向川土地改良区理事長など関係土地改良区役員、総代の関係者百九十名が出席し事業の完工を祝いました。

最上川下流農業水利事業（最上川下流地区）は、大町溝土地改良区をはじめ、最上川土地改良区及び日向川土地改良区の三土地改良区管内、一市六町にまたがる一二、九二〇畝にもおよぶ最上川下流の左右岸に展開する事業地域です。

この地域の右岸地区は、昭和三十三年度から実施された国営最上川下流右岸事業により基幹水利施設の整備が図られましたが、経年により老朽化が進行し、漏水や機能障害のため用水の安定的供給や適切な水管理に支障が生じ施設の維持管理に多大な労力や費用を要するようになり、地域の基幹施設の改修、更新のため、国営最上川下流農業水利事業として平成五年度に着工されました。本事業は、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策により予算が重点的に配分されたこともあり、また、国、県など関係機関のご尽力によりいずれの工事も順調に推移し、当初予定より一年早く、平成十三年度に完工の運びとなったものです。



荘司勝郎会計係理事

土地改良功労者表彰を受賞

去る平成十三年十一月五日に山形市の「山形テルサ」において、第二十一回山形県土地改良事業推進大会が開催され、席上土地改良区功労者並びに優良団体に対して山形県知事感謝状と山形県土地改良事業団体連合会長表彰がおこなわれ、大町溝土地改良区荘司勝郎会計係理事が、土地改良区功労者として山形県土地改

進びとなったものです。この事業により新しく生まれ変わった様々の施設をより有効に利用され、地域農業の更なる発展を期待し、事業の完工をお祝いしたいと思いをします。

完工式典終了後、引き続き、国営最上川下流農業水利事業推進協議会の主催で、国営最上川農業水利事業完工祝賀会が開かれ、冒頭同推進協議会を代表し、会長の阿部寿一酒田

市長が挨拶、来賓を代表し、戸田駒次山形県土地改良事業団体連合会会長の祝辞を同連合会渡部圖夫常務理事が代読し、多数の関係者が完工の喜びを分かち合い、和やかなうちに祝賀の宴を終えました。

なお、この事業で改修、更新のできなかった施設の一部についても、今年度に事業着工される国営最上川下流沿岸農業水利事業の中で取り組んでいくことになります。

良事業団体連合会会長表彰を受賞されました。この表彰は、県内の土地改良事業推進の功績のあった団体及び個人に贈られるものです。今回受賞となられた荘司勝郎氏は、平成三年四月から当土地改良区理事に就任し、県営は場整備事業の推進にあたり、県営は場整備事業の推進にあたり、明敏闊達な人柄により、地元からは絶大な信頼を得ており、土地改良区の発展並びに土地改良事業の推進に資した功績が評価されたものです。心からお祝い申し上げます、ご紹介いたします。なお、職員の能登山一雄庶務係長も山形県土地改良事業団体連合会会長表彰を受賞しております。これも一重に組合員各位のご協力とご指導の賜物と感謝申し上げます、ご報告いたします。

■ 財務状況のあらまし ■

☆長期借入金の状況

平成13年3月31日現在 ※借入償還実績であり、計画ではありません。

事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	2,817	H13	中平田東地区ほ場整備事業	325,790	H18
寺田第二地区かんがい排水事業	473	19	南平田地区ほ場整備事業	268,287	25
南田沢第二地区かんがい排水事業	1,075	26	西平田地区ほ場整備事業	788,018	25
上郷溝地区区画整理事業	116,618	18	中平田南地区ほ場整備事業	397,984	32
石名坂地区区画整理事業	31,945	18	大正溝地区ほ場整備事業	256,835	33
飛鳥地区排水対策特別事業	9,033	24	砂越地区ほ場整備事業	333,246	35
飛鳥地区ほ場整備事業	67,681	25	中平田西地区ほ場整備事業	256,066	34
山寺地区ほ場整備事業	155,972	28	飛鳥砂越地区ほ場整備事業	33,116	25
内郷地区ほ場整備事業	539,353	24			
山元地区ほ場整備事業	280,516	25	合 計	3,864,825	

☆平準化事業資金借入金の状況

※借入償還実績です。計画については5月号をご覧ください。

事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度	事業名	未償還元金(千円)	償還最終年度
相沢川地区区画整理事業	12,250	H22	山元地区ほ場整備事業	67,530	H22
上郷溝地区区画整理事業	65,040	22	中平田東地区ほ場整備事業	55,490	22
石名坂地区区画整理事業	17,180	22	南平田地区ほ場整備事業	67,740	22
飛鳥地区ほ場整備事業	25,730	22	西平田地区ほ場整備事業	52,690	22
山寺地区ほ場整備事業	29,870	22	中平田南地区ほ場整備事業	11,850	22
内郷地区ほ場整備事業	101,930	22	合 計	507,300	

☆区有財産の状況

◎土地(敷地等)	◎山林(山林等)	◎建物(面積)	◎自動車	◎バイク・スクーター	◎有価証券
11,472㎡ 	398,201㎡ 	863㎡ 	7台 	3台 	出資金 1,124千円

賦課金の 納入について

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、土地改良区から賦課されている徴収金の先取特権の順位は、国税、地方税に次ぐ大変重要な位置付けをされております。ほ場整備事業等の償還金となる特別会計の賦課金についても同様です。特に特別会計賦課金については、賦課金のほとんどがほ場整備事業費の債務返済のため資金であり、期限までに完納いただけない場合、農林公庫等に償還ができなくなることになり、ほ場地区全体に迷惑がかかることとなります。

しかしながら、厳しい農業情勢のなかで未納金が増える傾向が顕著になっており、このままでは事業の運営に支障を来すことになりかねない状況となっており、

土地改良区としても未納を容認するものではなく、納入いただくようさまざまな対応を個別に行わせていただいておりますので、どうしても納期限までに納入できない方は事前に会計係までご連絡の上、分割納入等、納入方法のご相談をお願いいたします。

何もご連絡がないままに未納されますと税金同様、国税徴収法に基づく差し押さえ等の滞納処分をさせていただきますこととなりますので必ずご連絡下さるようお願いいたします。

平成十三年三月三十一日現在、
地区面積及び組合員数
(維持管理区域)

面 積
29,630,857㎡

組合員数
1,876名